

令和5年5月

保護者の皆様

せんこう幼稚園 園長

5 類感染症への移行に伴う新型コロナウイルス感染症の対応について

平素は当園の教育・保育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
保護者のみなさまにおかれましては、日々の子どもの健康管理や感染症対策にご協力いただき、重ねて御礼申し上げます。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症に係る対応を下記のとおり変更いたしますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルスに感染した場合の出席停止基準について

学校保健安全法施行規則改正により、出席停止期間を次の通りとします。

出席停止対象者	出席停止期間
有症状陽性者（※1）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快（※3）した後1日を経過するまで
無症状陽性者（※2）	検体採取日（0日目）から5日間を経過するまで

※1 有症状陽性者の出席停止期間は、発症日を0日目として起算

※2 無症状陽性者の出席停止期間は、検体採取日を0日目として起算

※3 「症状が軽快」とは解熱剤を使用しなくても解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること

◎ 出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されますので、ご家庭で適宜ご判断いただきますようお願いいたします。

◎ 感染が不安で登園を控えたい場合は、園までご連絡ください。

2. 今後の感染症対策について

発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合は、登園を控えていただき、自宅で休養するようにしてください。

◎ 昨年度まで、解熱後24時間経過し、かつ、症状が軽快するまでは登園を控えるようお願いしておりましたが、解熱して症状が改善していれば登園していただいて結構です。

◎ 同居の方（ご家族など）に発熱等の症状がある場合、お子さまに発熱や諸症状がない場合も登園していただいて結構です。

引き続き、園では常時換気に努め、石けんによるこまめな手洗いを指導するなどして、平常時からの基本的な感染症対策を講じます。

園や地域において、感染が流行している場合などには、通常の感染症対策に加え、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」を控えたり、園児間で身体的距離を確保するなどの対策を状況に応じて検討します。何卒ご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

以上